

区分	課題	施策
総論		<p>第2次廃棄物処理計画の「一般廃棄物に関する施策」、「産業廃棄物に関する施策」、「不法投棄防止対策に関する施策」及び「循環型社会形成に関する施策」の枠組を基本とし、新たな課題に対応するための施策を次の視点で展開する。</p> <p>① <u>レアメタル等の回収や廃棄物系バイオマス利用など、循環型社会と低炭素社会の統合的実現にもつながる、更なる3Rの推進</u></p> <p>② 排出事業者責任の徹底や不法投棄対策の強化など、産業廃棄物処理に対する県民の信頼の回復</p> <p>③ <u>社会環境の変化（高齢社会等）への対応など、新たな課題への対応</u></p>
循環型社会の実現	<p><b>1 リサイクルの推進</b></p> <p>① 事業活動に伴って排出される廃棄物の減量化・リサイクルの推進に当たって、事業者による自主的な3Rに係る取組を支援し、事業者の取組を促進する必要がある。</p> <p>②-1 事業化に結びつくリサイクル技術の研究開発やリサイクル施設の整備を推進するとともに、付加価値の高いリサイクル製品の生産や廃棄物のリサイクルシステム構築の取組を支援し、地域における循環型社会ビジネスを振興する必要がある。</p> <p>②-2 <u>リサイクル製品について、家庭向け製品を開発する必要がある。</u></p> <p>③ <u>リサイクル製品の利用が停滞していることから、リサイクル製品の販路や利用用途の拡大を図る必要がある。</u></p> <p>④ 最終処分率が高い又は再生利用率が低いなどの産業廃棄物に対してリサイクルの取組を進める必要がある。（建設汚泥、廃プラスチック類等）</p> <p>⑤ <u>レアメタルを含む金属類の回収など、新たな分野におけるリサイクルの必要性がある。</u></p> <p>⑥ <u>廃プラスチック類の燃料化などサーマル利用や廃棄物系バイオマスの利活用の推進を図る必要がある。</u></p> <p>⑦ 改正容器包装リサイクル法や食品リサイクル法など、各種リサイクル法が、円滑に実施されるよう普及啓発や関係者間の調整に努める必要がある。</p> <p>⑧-1 農業系廃棄物の適正処理から利活用に至るまでの適切な手法を検討する必要がある。</p> <p>⑧-2 下水道普及率の向上により増加傾向にある下水道汚泥や上水道汚泥について、再資源化を進める必要がある。</p> <p>⑨ <u>引き続きリサイクルの推進が必要な中で、リサイクル製品開発に向けて、人材育成の必要性がある。</u></p>	<p><b>1 リサイクルの推進</b></p> <p>①-1 事業者の自主的取組の促進 ・廃棄物の排出抑制、減量化・リサイクルに繋がる取組を支援</p> <p>①-2 リサイクル情報の提供〔環境情報の提供〕の項目で整理]</p> <p>②-1 循環型社会ビジネスの促進 ・廃棄物を原料とした付加価値の高い製品の生産や廃棄物のリサイクルシステムへの取組を支援 市場調査に対する助成、民間事業者によるリサイクルシステム構築の支援 ・NPO法人広島循環型社会推進機構による技術支援</p> <p>②-2 <b>リサイクル技術研究開発・施設整備の推進【拡充強化】</b> ・<u>事業者が実施するリサイクル技術の研究開発や施設整備を支援（家庭向けリサイクル製品・コベネフィット型技術の研究開発の支援について重点化）</u></p> <p>②-3 資源循環広域システムの構築〔循環型社会ビジネスの促進〕の項目で整理]</p> <p>③ <b>リサイクル製品の使用促進【拡充強化】</b> ・リサイクル製品登録制度の適切な運用、リサイクル製品の使用促進 ・<u>リサイクル製品の販路拡大に向けた取組を支援</u></p> <p>④ 公共事業系廃棄物の資源化、再生利用の推進〔公共事業における廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進〕の項目で整理]</p> <p>⑤ <b>レアメタルを含む金属類の回収の推進【新規】</b> ・<u>使用済携帯電話の回収促進の方策を検討</u></p> <p>⑥ <b>熱回収（サーマルリサイクル）等の推進【拡充強化】</b> ・熱回収可能な焼却施設や廃棄物発電など廃棄物のエネルギー利用の推進 ・<u>廃棄物系バイオマスの利活用の推進</u></p> <p>⑦ 各種リサイクル法の推進 ・改正容器包装リサイクル法：第6期分別収集促進計画に基づき、容器包装の排出抑制、分別収集を促進 内容の周知、レジ袋の使用抑制、容器包装廃棄物の適正な分別排出等の推進 ・(改正)食品リサイクル法：内容の周知、事業系食品残渣廃棄物の発生抑制・再資源化等の推進 ・家電リサイクル法：適正な運用を図るための普及・啓発活動等の推進 ・建設リサイクル法：分別解体、再資源化の普及啓発、関係機関の連携による建設工事現場のコントロールの実施 ・自動車リサイクル法：自動車解体業者、破碎業者等への監視・指導の強化</p> <p>⑧ 農業系廃棄物、上下水道汚泥のリサイクルの推進 ・家畜排せつ物のリサイクルの推進 ・上下水道汚泥のリサイクルの推進、炭化による燃料化</p> <p>⑨ <b>リサイクル産業創出に係る人材育成【新規】</b></p>
	<p><b>2 リサイクル産業の集積</b></p> <p>○ 資源循環型産業の拠点となるリサイクル産業団地の整備を図る必要がある。</p>	<p><b>2 リサイクル産業の集積・育成</b></p> <p>① びんごエコタウンモデル地区の形成促進 ・福山市箕沖地区におけるリサイクル産業の拠点形成</p> <p>② 福山リサイクル発電事業の推進 ごみ固形燃料による発電・焼却灰の熔融スラグ化を通じたリサイクルの推進</p>

廃棄物処理に係る課題及び施策について

区分	課 題	施 策
循環型社会の実現	<p><b>3 環境意識の向上及び自主的行動の推進</b></p> <p>① 廃棄物処理の課題を解決するためには、県民や事業者が3Rに対する理解を深め、自主的な活動に取り組む意欲を高めるための意識啓発や環境学習を積極的に進める必要がある。</p> <p>② その手法として、県民、事業者、団体、市町、県が相互に連携するなど地域全体の問題として取り組む必要がある。</p>	<p><b>3 環境意識の向上及び自主的行動の推進</b></p> <p>①-1 環境学習・環境教育の推進                      ・「環境月間」、「3R推進月間」等の環境保全の啓発等に係る行事の実施                      ・環境学習セミナー、講演会等の開催                      ・学校における環境学習・環境教育の推進</p> <p>①-2 環境情報の提供                      ・ホームページや教材等による環境情報の提供</p> <p>② 各主体の取組支援・連携の強化                      ・「ひろしま地球環境フォーラム」等の環境保全団体との連携を強化し、事業者、地域、家庭における自主的な活動を支援                      ・環境にやさしい企業活動の普及促進                      ISO14001, エコアクション21の導入の支援</p>
	<p><b>4 市町による環境基本計画等の策定の促進</b></p> <p>○ 循環型社会の実現に向けた取組を促進するためには、市町において総合的な環境行政の基本となる「環境基本計画」や「温暖化対策実行計画」などを策定し、これらに基づく取組を計画的に進めていく必要がある。</p>	<p><b>4 市町による環境基本計画等の策定の促進</b></p> <p>○ 市町による環境基本計画等の策定の促進</p>
	<p><b>5 県の率先した取組</b></p> <p>○ 県民、事業者、団体、市町などによる3Rの取組を促進するため、県が率先して、公共事業における廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進などに取り組む必要がある。</p>	<p><b>5 県の率先した取組</b></p> <p>○ 環境配慮型行政の推進 [「公共事業における廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進」の項目で整理]                      ○ 公共事業における廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進                      ・広島県環境配慮推進要綱に基づく県公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制、リサイクル、省資源・省エネルギー等）の推進                      ○ グリーン購入の推進                      ・製造から使用、廃棄に至るまで環境への負荷の低減に配慮した物品の調達                      ・公共事業において再生資材の調達を推進</p>
一般廃棄物	<p><b>1 一般廃棄物の発生抑制及び減量化</b></p> <p>① 県民、事業者、行政が一体となって、3R（①リデュース：発生抑制、②リユース：再使用、③リサイクル：再生利用）を一層推進する必要がある。</p> <p>② 市町の地域条件に応じた適切な一般廃棄物処理システム（分別収集・リサイクル・エネルギー回収・最終処分等）の見直し等が円滑に行えるよう市町の取組を支援する必要がある。</p>	<p><b>1 一般廃棄物の発生抑制及び減量化</b></p> <p>①-1 生活系ごみの減量化等の推進                      ・市町と連携して住民に3Rの推進を啓発                      ・マイバック運動、マイボトル・マイカップ持参の推進</p> <p>①-2 事業系ごみの減量化等の推進                      ・多量排出事業者への減量化指導、減量化計画の策定の義務付けなどを市町に働きかけ                      ・業界団体と協議して減量化等の方策を検討</p> <p>①-3 分別排出の徹底                      ・市町が定めた分別方法の遵守を住民に啓発                      ・先進事例・新しい処理技術を市町に情報提供し、市町が実施する分別の取組を支援</p> <p>②-1 ごみ処理の有料化の導入                      ・「一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省）」を参考として、ごみ処理の有料化に向けた市町の取組を支援</p> <p>②-2 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進                      ・「一般廃棄物会計基準（環境省）」に基づき、一般廃棄物処理のコスト分析及び評価を行い、効率的な運営を実施するための市町の取組を支援                      ・「一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの見直しを行い、事業を円滑に行うための市町の取組を支援</p> <p>②-3 容器包装リサイクル法の適正な運用 [「各種リサイクル法の推進」の項目で整理]                      ・使用済みペットボトル等の再商品化のための円滑な引渡しに向けた市町の取組を支援                      ・質の高い容器包装廃棄物の分別収集に向けた市町の取組を支援</p>

廃棄物処理に係る課題及び施策について

区分	課題	施策
一般廃棄物	<p><b>2 一般廃棄物の適正処理対策の推進</b></p> <p>① <u>社会環境の変化（高齢社会、アナログ放送終了等）に対応した処理体制の構築を図る必要がある。</u></p> <p>②-1 <u>アスベスト廃棄物等有害な廃棄物の適正処理の確保が必要である。</u></p> <p>②-2 在宅医療廃棄物など家庭から発生する処理困難な廃棄物の適正処理について検討する必要がある。</p> <p>②-3 処理施設の運営について、県民への安全・安心の視点が必要である。</p> <p>③ 漂流・漂着した海ごみによる環境・景観の悪化、漁業被害等の問題があり、海ごみの発生抑制、処理体制の構築が求められている。</p>	<p><b>2 一般廃棄物の適正処理対策の推進</b></p> <p>① <b>社会の変化に対応した処理体制の構築【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の到来を見据えた新たな処理体制を検討</li> <li>・大量廃棄が予想されるアナログテレビの家電リサイクル法に基づくリサイクルを住民に周知徹底</li> </ul> <p>② <b>適正処理の推進【拡充強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>アスベスト廃棄物等有害な廃棄物処理施設の確保</u></li> <li>・在宅医療廃棄物の適正処理の推進</li> <li>・処理施設データの情報公開</li> </ul> <p>③ 海ごみ対策のあり方を検討</p>
	<p><b>3 一般廃棄物の処理施設の確保・維持管理等</b></p> <p>① <u>市町の処理施設の計画的な整備の推進を図る必要がある。</u></p> <p>② <u>市町村合併を踏まえた効率的な施設整備、広域的な取組の推進を図る必要がある。</u></p> <p>③ ごみのリサイクル及びエネルギー回収・利用に配慮した施設整備の推進を図る必要がある。</p> <p>④ ごみ焼却施設の運転、点検、解体作業における、廃棄物焼却施設内作業でのダイオキシン類ばく露防止対策を徹底する必要がある。</p> <p>⑤ 処理施設等の事故に伴い周辺環境に多大な影響を与えることから、事故発生時の緊急対応について事前にその対応方法を定めておく必要がある。</p> <p>⑥ <u>最終処分場跡地について、生活環境保全上支障が生じないよう、適切な利用方法を検討する必要がある。</u></p>	<p><b>3 一般廃棄物の処理施設の確保・維持管理等</b></p> <p>①-1 <b>市町の処理施設の計画的整備の推進【拡充強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の計画的な施設整備及び旧焼却施設解体を支援</li> <li>・施設整備を円滑に進めるための循環型社会形成推進交付金の確保</li> </ul> <p>①-2 計画段階からの情報公開の推進 [「処理施設の計画的整備の推進」の項目で整理]</p> <p>②-1 <b>効率的な施設整備、広域的な取組の推進【拡充強化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の市町との連携による広域的な取組の検討の働きかけ</li> <li>・経費節減など効率的な施設整備に係る市町との協議・調整</li> <li>・<b>ストックマネジメント手法を導入し、処理施設長寿命化・延命化に係る支援</b></li> </ul> <p>②-2 他の市町と連携した処理の推進 [「市町村合併を踏まえた効率的な施設整備、広域的な取組の推進」の項目で整理]</p> <p>③-1 ごみのリサイクル及び資源エネルギー回収・利用に配慮した施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物発電や新技術の導入による未利用エネルギー等の有効活用の推進に係る市町の取組を支援</li> <li>・溶融スラグの利用促進に向けた市町の取組を支援</li> </ul> <p>③-2 燃え殻等の減量化・エネルギー利用に配慮した施設整備の推進 [「ごみのリサイクル及びエネルギー利用に配慮した施設整備の推進」の項目で整理]</p> <p>④ <b>ダイオキシン対策の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設からの排出抑制、ごみ処理施設の解体作業におけるばく露防止</li> </ul> <p>⑤ <b>事故防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設等における事故防止対策の推進</li> </ul> <p>⑥ <b>最終処分場跡地利用の検討支援【新規】</b></p>
	<p><b>4 災害廃棄物の適正処理対策の推進</b></p> <p>① 台風や地震など災害が発生し、市町において、地域住民の生活環境を早急に復旧させるため、多量に発生する災害廃棄物の処理が問題となっている。</p> <p>② 発生した災害廃棄物を単独の市町で処理することは、処理施設的能力等から迅速な対応ができない場合が想定されるため、周辺市町と相互に協力して処理する体制を検討しておく必要がある。</p>	<p><b>4 災害廃棄物の適正処理対策の推進</b></p> <p>① <b>市町の処理体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町における災害廃棄物処理計画の策定の支援、災害廃棄物用ストックヤードの整備推進</li> </ul> <p>② 広域的な相互協力体制の整備</p>
	<p><b>5 生活排水対策（し尿等）の推進</b></p> <p>① 地域の実情に応じた公共下水道、農業（漁業）集落排水、浄化槽の計画的な整備を図る必要がある。</p> <p>③ 浄化槽の適切な放流水を維持するため、適正な維持管理や法定検査の受検を促進する必要がある。</p>	<p><b>5 生活排水対策（し尿等）の推進</b></p> <p>①-1 下水道等の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「広島県汚水適正処理構想」に基づき、引き続き下水道等の整備を推進</li> </ul> <p>①-2 浄化槽の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県の補助制度を活用し、浄化槽の整備が図られるよう市町の取組を支援</li> <li>・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進</li> </ul> <p>② 浄化槽の適正な管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定検査の未受検者に対する指導</li> </ul>

廃棄物処理に係る課題及び施策について

区分	課題	施策
産業廃棄物	<p><b>1 産業廃棄物の発生抑制及び減量化</b></p> <p>① <u>産業廃棄物を排出する事業者において、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収の順に、できる限り循環的な利用を行うという意識醸成を図る必要がある。</u> また、排出現場での分別を徹底してリサイクルが容易になるよう配慮するとともに、リサイクル製品を積極的に使用して、リサイクル製品の製造と使用が円滑に進むようにする必要がある。</p> <p>② 産業廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルを推進する技術開発を支援するとともに、産業廃棄物埋立税制度を活用し、経済的インセンティブによる産業廃棄物の埋立抑制を図る必要がある。</p>	<p><b>1 産業廃棄物の発生抑制及び減量化</b></p> <p>①-1 産業廃棄物の減量化、排出抑制等の啓発、リサイクル製品活用の積極的な広報 ①-2 <b>多量排出事業者における減量化計画の策定指導【拡充強化】</b> ・<u>実効ある計画の策定や計画の着実な実施の指導による減量化（H22 法改正）</u></p> <p>②-1 産業廃棄物埋立税制度の活用 ・埋立税を活用した経済的インセンティブによる産業廃棄物の埋立量の削減 ②-2 事業者に対する技術研究開発等の支援 [「リサイクル技術研究開発・施設整備の推進」の項目で整理]</p>
	<p><b>2 産業廃棄物の適正処理対策の推進</b></p> <p>① <u>排出事業者による「委託した廃棄物」の処理確認が不十分なことなどから不適正な処理が発生しているため、排出事業者が最後まで処理に責任を持つことを徹底する必要がある。</u></p> <p>② <u>依然として、排出事業者及び処理業者の不適正処理の実態があるため、更に監視を強化するとともに、悪質な業者に行政処分等の厳格な対応が必要である。</u></p> <p>③ <u>アスベスト廃棄物の飛散、PCB廃棄物の所在不明等による環境汚染が懸念されるため、アスベスト廃棄物の適正処理、PCB廃棄物の適正保管・適正処理を徹底させる必要がある。</u></p> <p>④-1 <u>優良な処理業者育成による適正処理を推進するため、国の優良評価制度による優良な産業廃棄物処理業者の認定を行ってきたが、認定のインセンティブが不十分なことから制度が十分に活用されていない。</u></p> <p>④-2 処理委託の際、マニフェストを交付し適正処理を確認することが義務付けられているが、マニフェスト未使用や適正な使用による不適正処理が見受けられるため、その適正使用の徹底と偽造等が困難な電子マニフェストの普及を図る必要がある。</p> <p>⑤ 県外産業廃棄物の事前協議制度により、県外から搬入される産業廃棄物の監視を行っているが、県外産業廃棄物による不適正処理事案が発生しているため、監視を強化する必要がある。</p>	<p><b>2 産業廃棄物の適正処理対策の推進</b></p> <p>① <b>排出事業者責任の遵守の徹底【拡充強化】</b> ・排出事業者向け講習会の実施などによる法令等の周知 ・マニフェスト交付状況等報告書の提出による委託状況の確認 ・<u>適正な処理委託、委託した廃棄物の処理状況確認の指導（H22 法改正）</u> ・<u>建設廃棄物の元請業者責任の徹底（H22 法改正）</u></p> <p>② <b>監視指導の強化【拡充強化】</b> ・立入検査による指導強化 法令の遵守状況及び処理状況の確認、適正処理の指導 ・不適正処理に対する迅速、厳正な対応 違反者に対する是正指導の強化、廃棄物処理法に基づく厳正な処分の実施 ・<u>事業所外の届出保管施設の監視（H22 法改正）</u></p> <p>③ <b>有害産業廃棄物の適正処理の推進【拡充強化】</b> ・アスベスト廃棄物対策の推進 アスベスト廃棄物の適正処理の確認、廃棄物処理施設周辺の環境モニタリング調査 <u>無害化処理認定施設によるアスベスト廃棄物の適正処理の推進</u> ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策の推進 搬出までの適正保管の徹底及びPCB廃棄物処理計画に基づく安全かつ計画的な搬出等の指導 <u>検査費用補助によるPCB廃棄物（電気機器）の実態把握</u> <u>無害化処理認定施設による微量PCB廃棄物の適正処理の推進</u> ・ダイオキシン類削減対策の推進 焼却施設のばい煙、管理型最終処分場の浸出水検査によりダイオキシン類の発生源等の監視 ダイオキシン類排出量削減のための適切な燃焼管理の指導 ・感染性廃棄物の適正処理の推進 感染性廃棄物処理マニュアルによる感染性廃棄物の適正処理の推進 <u>新型インフルエンザ対策ガイドラインによる処理業者等の感染防止対策の徹底</u></p> <p>④ <b>優良な産業廃棄物処理業者の育成【拡充強化】</b> ・処理業者の情報公開の取組の支援等の優良な処理業者の育成 ・<u>国の優良評価制度に基づく産業廃棄物処理業者の認定の推進（H22 法改正）</u> ・優良な処理業者が市場で優位に立てる環境づくりの推進 ・マニフェスト制度による適正処理の推進 ・電子マニフェストの普及促進</p> <p>⑤ 産業廃棄物の広域移動の監視の強化 ・県外産業廃棄物事前協議要綱に基づき搬入する廃棄物の性状等の把握、県外産業廃棄物の適正処理を監視</p>

廃棄物処理に係る課題及び施策について

区分	課題	施策
産業廃棄物	<p><b>3 産業廃棄物の処理施設の確保</b></p> <p>① <u>廃棄物処理施設の維持管理を強化するため、法改正により施設の定期的検査や維持情報の公開が義務付けられた。</u></p> <p>② 最終処分場は廃棄物の適正処理に必要不可欠であるが、新規の民間処分場の設置が困難な状況にあるため、公共関与処分場の整備を推進する必要がある。</p> <p>③ 処理施設設置に当たり、事業者・地域住民の間で紛争を招く事例があるため、地元調整要綱により事業者と地域住民との合意形成を図り、紛争を予防する必要がある。</p> <p>④ <u>高度な処理を要するアスベスト廃棄物及びPCB廃棄物の処理施設が県内にないため、これら施設の整備を進める必要がある。</u></p> <p>⑤ <u>循環型社会の施策の優先順位を踏まえ、再生利用が適当でない廃棄物については、焼却処理される際に熱回収を行い、エネルギーを徹底的に回収することが求められている。</u></p> <p>⑥ 最終処分場跡地について、生活環境保全上の支障が生じないように、跡地利用における安全対策を進める必要がある。</p>	<p><b>3 産業廃棄物の処理施設の確保</b></p> <p>① 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導【拡充強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく厳正な審査・指導</li> <li>・<u>処理施設の定期検査の義務及び処理施設の維持管理情報の公開の義務化（H22 法改正）</u></li> <li>・最終処分場の適正管理の推進</li> </ul> <p>② 公共関与による処理事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規処分場の整備推進</li> <li>・広島市出島地区の新規処分場の整備</li> <li>・埋立処分事業の継続</li> <li>・箕島地区（福山市）の埋立処分事業の継続</li> </ul> <p>③ 処理施設設置に係る紛争の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元調整要綱による事業者・地域住民との合意形成の促進</li> </ul> <p>④ 無害化処理施設認定施設の整備促進【拡充強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>アスベスト廃棄物及び微量PCB廃棄物の無害化処理認定施設の整備への支援</u></li> </ul> <p>⑤ エネルギー回収に配慮した施設整備の推進【拡充強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>焼却時に一定の基準で熱回収を行う者の都道府県知事による認定制度の創設（H22 法改正）</u></li> </ul> <p>⑥ 最終処分場跡地の安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立地の維持管理積立金の積立、処分場跡地形質変更ガイドラインによる適正管理の指導</li> </ul> <p>⑦ 処理施設の整備に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府系金融機関、県の環境保全融資制度等の周知</li> </ul>
不法投棄防止対策	<p>① 不法投棄等の不適正処理が依然として多数発生しているため、監視・指導体制を拡充強化し、早期発見、早期是正を図る必要がある。</p> <p>② <u>業界団体等と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄情報の収集に努めているが、さらに多様な組織・機関との連携し、監視を強化する必要がある。</u></p> <p>③ <u>市町が行う不法投棄防止対策費への助成の拡充強化や市町併任職員による監視等、県と市町が一体となった不法投棄防止対策を行う必要がある。</u></p>	<p>① 不法投棄監視体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車輛、船舶及びヘリコプターによるパトロールの実施</li> <li>・不法投棄等の不適正な事案に対する原因者の究明及び改善指導の徹底</li> </ul> <p>②-1 不法投棄情報の収集【拡充強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「不法投棄110番」（ファクシミリ）等による不法投棄、不適正処理の情報収集</li> <li>・<u>業界団体等との不法投棄通報協定の締結による情報収集体制の強化</u></li> <li>・<u>不適正処理された廃棄物を発見したときの土地所有者からの通報（H22 法改正）</u></li> </ul> <p>②-2 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県警、海上保安部、市町等との連携・協働による監視の推進</li> <li>・関係機関による合同監視パトロールの実施</li> <li>・「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」における不法投棄対策の強化</li> </ul> <p>②-3 関係機関との緊密な連携 [「地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化」の項目で整理]</p> <p>③-1 市町と県の連携【拡充強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町等の関係機関と連携した監視</li> <li>・<u>市町併任職員による監視や立入検査の実施</u></li> </ul> <p>③-2 市町の不法投棄防止対策に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の実施する一般廃棄物の不法投棄の未然防止対策への支援</li> </ul>

## 第3次広島県廃棄物処理計画における施策等の提言について

項目	廃棄物処理に係る提言等	対応状況等	資料2-1の該当施策
1 計画全般	①H27 までの5年計画ではなく、長期的なスパンでの計画や見通しの提示が必要ではないか。	①上位方針である国の基本方針、上位計画である県環境基本計画ともに5年間が対象期間となっている。これらの方針や計画に対応した計画とするため、また、社会情勢の変動が大きいため5年間の計画としている。	—
	②施策の効果・課題の明確化や施策の検証（見直し）及び重要な施策・効果が大きい施策への重点配分の実施が必要ではないか。	②それぞれの施策について、効果・検証を毎年度行い、施策の見直しなどを実施している。	—
	③第3次計画における施策について、第2次計画から落としたもの、あるいは第2次計画で失敗したから変更したものはあるか。（課題が分かりやすくなるのではないか。）	③施策については、計画的に実施、検証、見直しをしており、検証により所期の目的を達成したものは終了している。	—
	④持ち去り行為について、統計資料から資源ごみの割合を推計し、排出量等に上乘せしてはどうか。	④資源ごみの持ち去り行為者を特定できないため、その量をデータ化することは困難である。	—
	⑤雇用に結びつくような施策を実施してほしい。	⑤リサイクル技術研究開発・施設整備の支援、福山市箕沖地区におけるリサイクル産業の拠点形成など、リサイクル産業の振興を図ることとしており、これらの施策が雇用に結びつくと考えられる。	—
2 循環型社会の実現	①他部局と連携したリサイクル製品の利用の推進策が必要ではないか。	①現在、公共工事や物品の購入について、「広島県環境配慮推進要綱」及び「グリーン購入方針」により全庁的なリサイクル製品の利用を推進しており、今後とも引き続き徹底する。	P2の5
	②特色ある廃棄物の減量化指導や再利用化技術支援はあるか。	②特色あるものとしては次のとおり。 一般廃棄物：レジ袋無料配布中止に向けた協定締結（H21） 産業廃棄物：産学連携したリサイクル研究開発等を行うNPO法人への支援（H17～）	一般廃棄物 P2の1 ①-1 産業廃棄物 P1の1 ②-1
	③廃棄物を出さないようにする施策を実施する必要がある。	③廃棄物の3R推進では、リデュース（発生抑制）の推進が最も重要である。 ・このため、一般廃棄物の減量化施策として、次の施策を推進することとしている。 ア 生活系ごみでは、マイバック運動、マイボトル・マイカップ持参の推進など イ 事業系ごみでは、多量排出事業者に対する減量化計画策定の義務づけなど ウ 容器包装リサイクル法の適正な運用 エ ごみ処理の有料化の導入 等 ・産業廃棄物の減量化対策として、産業廃棄物を多量に排出する事業者には、法で減量化計画の作成が義務づけられており、その中で発生抑制の取組を指導する。	一般廃棄物 P2の1 ① 産業廃棄物 P4の1 ①-2
	④最終処分量の減量の進まない廃棄物の特性・理由等の解析が必要ではないか。	④・一般廃棄物について、最終処分量は次のとおり減量化が進んでいる。 平成17年度16万t 平成20年度11万t（平成20年度比3割減） 今後、減量化が下げ止まった場合は、その廃棄物の特性・理由等解析が必要となる。 ・産業廃棄物の種類毎の最終処分率は、ほとんどは全国平均より低い、全国平均より高い廃棄物の理由を解析し、減量のための施策を検討する。	—
	⑤最終処分量の減量が進まない廃棄物のリサイクルの推進が必要ではないか。	⑤・一般廃棄物最終処分量の減量化に向け、国の動向、新しいリサイクル技術等について、市町に情報提供を行い、リサイクルの推進を図る。 ・産業廃棄物最終処分量の減量化を図るため、今後も産業廃棄物のリサイクルが推進される研究開発支援を継続する。	一般廃棄物 P2の1 ①-2 産業廃棄物 P1の1 ②-2
	⑥廃棄物処理現場での問題点の把握と施策への反映が必要ではないか。	⑥廃棄物処理現場でもあるリサイクル工場に対して、アンケートを実施（H21～22）しており、リサイクル製品の販路拡大に向けた施策への要望が寄せられている。リサイクル製品の販路拡大については、今回の施策に盛り込むことを検討している。	P1の1 ③
	⑦環境学習の推進に関して、グリーンコンシューマー（環境にやさしい買い物をする消費者）の育成・普及をしてほしい。	⑦エネルギー消費が少ない、あるいはCO <sub>2</sub> の排出量が少ないなど環境に優しい商品等を消費者が把握できるような情報発信を、施策の中で、今後どのような形で取り組んでいくかを検討する。	P2の3 ①②
	⑧環境問題をもっと市民に身近に考えてもらえるような、周知の工夫が必要ではないか。	⑧6月の環境月間行事の中心として、「環境の日ひろしま大会」を開催し、広く県民・事業者等へ環境保全に関する普及啓発を行っているところである。今後とも、県民・事業者等に身近に考えてもらえるような周知の工夫を図っていく。	P2の3 ①②
	⑨関係機関や団体を利用した県民参加型の3R活動、環境月間等の実施が必要ではないか。	⑨6月の環境月間行事の中心として、関係機関や団体参加のもと「環境の日ひろしま大会」を開催し、広く県民・事業者等へ環境保全に関する普及啓発を行っているところである。今後とも、関係機関や団体と連携し、工夫を図っていく。	P2の3 ①②

項目	廃棄物処理に係る提言等	対応状況等	資料 2-1 の該当施策
2 循環型社会の実現	⑩子どもに対する環境教育の推進が必要だと考える。(子どもを教育すれば、大人も一緒に取組めるため。)	⑩地球温暖化やごみの問題に対する身近な取組みを盛り込んだ、「エコチャレンジ日記」を県内全小学校(対象:5年生)に配布したり、学校での環境学習活動へ講師派遣を行ったりしている。今後とも、積極的に施策を推進する。	P2の3 ①②
	⑪有害な廃棄物の適正処理の推進に関し、PRTR 制度を活用したリスクコミュニケーションを参考にして、住民に対して情報発信するなどコミュニケーションを図ってほしい。	⑪・焼却施設や最終処分場などの廃棄物処理施設の維持管理については、従前から、利害関係者の求めに応じて記録を閲覧させなければならないことになっているが、平成 22 年の法改正により、インターネット等により積極的に公開しなければならないこととなった。 ・平成 22 年の法改正では、自己の産業廃棄物処理業に係る情報をインターネットで公開しているなどを条件とした優良業者について、処理業の許可期間を延長するなどの措置も採られている。 ・これらの制度を通じて、住民に対する情報発信の推進を図るとともに、適正処理に係る信頼性の確保に努めることとしている。	一般廃棄物 P3の2 ② 産業廃棄物 P4の2④ P5の3①
3 一般廃棄物	①平成 16 年度からごみ再生利用量(施設等の処理による資源化量)が増加している原因は何か。	①平成 16 年 4 月から福山リサイクル発電所が操業開始したことに伴い、県内 9 市町(7 施設)が生活系可燃ごみを RDF 化したことによる。	P3の3 ③-1
	②ライフスタイルの見直し(買い物袋持参運動等)ではなく、新しいライフスタイルの構築(ものを大切にす文化)を課題としてほしい。	②新しいライフスタイルの構築(ものを大切にす文化)について、施策の中で、今後どういう形で取り組んでいくかを考えていくかを検討する。	P2の1 ①-1
	③有料化は、本当に発生抑制に繋がっているのか。ごみ有料化に伴う効果を多面的(減量効果、ごみの行方、処理経費の変化、市民の意見等)に評価してから、有料化を実施すべきだと考える。	③市町が一般廃棄物処理の有料化を導入する際には、国が策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」を参考として、十分に検討する必要がある。 同手引きには、有料化の検討・導入に当たり、次のプロセスが示されている。 ア 基礎的検討:現状把握・課題整理、住民意識の把握、目的の設定、期待する効果、一般廃棄物処理計画との関係 イ 制度設計:手数料の体系・水準・徴収方法・用途 ウ 住民説明:住民との意見交換、広報媒体の活用 等 エ 有料化実施:継続的な広報 オ 点検・評価・見直し:定期的な点検、制度見直し	P2の1 ②-1
	④在宅医療廃棄物の適正な処理を推進してほしい。	④在宅医療廃棄物は一般廃棄物であるため、原則として市町に処理責任がある。環境省の「在宅医療廃棄物の適正処理方策に関する研究報告」では、現段階で最も望ましい処理方法として次の方法が考えられるとしている。 ア 注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。 イ その他の非鋭利な物は、市町が一般廃棄物として処理する。 県としては、医療機関等と連携した在宅医療廃棄物の適正処理の推進に向け、引続き市町に必要な支援や助言を行う。	P3の2 ②
4 産業廃棄物	①電子マニフェストの普及推進策を検討していただきたい。	①平成 21 年度から排出事業者と処理業者を対象にした電子マニフェストのモデル事業を実施しており、今後も普及促進を図っていきたい。	P4の2 ④
	②廃石膏ボードの分別解体・回収の監視・確認を推進する必要がある。	②廃石膏ボードのリサイクル施設の整備費の補助を行い、整備の推進を図っている。	P1の1 ②-1 ②-2
	③廃棄物処理業者に対する研修や優良者への特典制度及び不適正処理や不法投棄者に対する罰金制度の創設が必要ではないか。	③H22 年の廃棄物処理法の改正で、優良な処理業者の適合認定を受けた者は、許可の有効期間が延長されることになっているので、認定の利点を周知するなどして、優良な処理業者の育成を図っていく。 不法投棄、不適正処理に対しては、既に廃棄物処理法で罰則が規定されている。	P4の2 ④
	④廃棄物の広域移動の状況把握を実施しているか。どのような状況か。	④平成 17~20 年度の実績で見ると、搬出量と搬入量は 60~70 万トン程度で、搬出量が多い状況にある。	P4の2 ⑤
5 不法投棄防止対策	①不法投棄状況が悪化しているため、監視体制の効果を検証する必要があると考える。	①発生件数としては横ばいの傾向にあり、県、市町の職員等が連携して不法投棄の監視を実施しており、これまで大規模な不法投棄は発生していない。	P5 不法投棄 ①②③
	②不法投棄に関わる広域監視システムの検討が必要ではないか。	②廃棄物は県域を越えて広域的に移動しており、他県との情報交換を行うなど広域的な監視を検討していきたい。	P5 不法投棄 ①②③
	③不法投棄に対して適正に処分してほしい。	③悪質な業者に対しては、業の取消し又は告発等により厳正に対処することとしている。	P4の2 ②